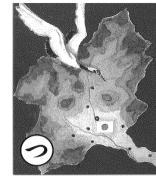




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年11月6日(金) 第9849号

目次

ページ

規則

- 群馬県と畜場法施行細則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課) 2

告示

- 電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課) 3
- 都市計画工業団地造成事業の決定に係る縦覧(都市計画課) 3
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る縦覧(同) 3
- 同 4
- 同 4
- 都市計画区域区分の変更に係る縦覧(同) 4
- 同 5
- 同 5

公告

- 地域森林計画の案(林政課) 5
- 地域森林計画変更計画の案(同) 6
- 同 6
- 農業振興地域の区域変更(農業構造政策課) 6
- 同 7

■規則

群馬県と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年十一月六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第七十一号

群馬県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

群馬県と畜場法施行細則(昭和三十七年群馬県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十二号二中	を	に、	を	に、	を	に、	を
「弊」	「弊」	「ブ」	「ブ」	「トブ」	「トブ」	「トブ」	「トブ」
「病」	「核」	「病」	「症」	「病」	「症」	「病」	「症」

に改める。  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

**■ 告 示**

◎群馬県告示第291号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和2年11月6日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間
県道	綿貫篠塚線	邑楽郡大泉町中央一丁目1499番の2地先から同郡同町朝日二丁目532番の5地先までの上下線

◎群馬県告示第292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、玉村都市計画工業団地造成事業を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年11月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画工業団地造成事業 高崎玉村スマートIC北地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 玉村町大字上新田及び板井の各一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び玉村町都市建設課

◎群馬県告示第293号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年11月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画、前橋勢多都市計画、高崎都市計画、榛名都市計画、箕郷都市計画、吉井都市計画、伊勢崎都市計画、赤堀都市計画、東都市計画、藤岡都市計画、鬼石都市計画、玉村都市計画、渋川都市計画、富岡都市計画、安中都市計画、榛東都市計画、吉岡都市計画、下仁田都市計画及び甘楽都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県央広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン）
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所、群馬県渋川土木事務所、群馬県伊勢崎土木事務所、群馬県高崎土木事務所、群馬県安中土木事務所、群馬県藤岡土木事務所、群馬県富岡土木事務所、前橋

市都市計画部都市計画課、高崎市都市整備部都市計画課、伊勢崎市都市計画部都市計画課、渋川市建設交通部都市政策課、藤岡市都市建設部都市計画課、富岡市建設水道部都市計画課、安中市建設部都市整備課、榛東村建設課、吉岡町産業建設課、下仁田町建設水道課、甘楽町建設課及び玉村町都市建設課

---

#### ◎群馬県告示第294号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したため、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年11月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 沼田都市計画及びみなかみ都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(利根沼田広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン)
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県沼田土木事務所、沼田市都市建設部都市計画課及びみなかみ町地域整備課

---

#### ◎群馬県告示第295号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したため、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年11月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 中之条都市計画、長野原都市計画、草津都市計画及び吾妻都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(吾妻広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン)
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所、中之条町建設課、長野原町建設課、草津町愛町部企画創造課及び東吾妻町建設課

---

#### ◎群馬県告示第296号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、伊勢崎都市計画区域区分を変更したため、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年11月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 伊勢崎都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 伊勢崎市の区域の一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

◎群馬県告示第297号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、藤岡都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年11月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 藤岡都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 藤岡市の区域の一部。なお、藤岡市東平井字打越の一部を新たに市街化区域に編入する。
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県藤岡土木事務所及び藤岡市都市建設部都市計画課

◎群馬県告示第298号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、玉村都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年11月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 玉村都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 玉村町の全域。なお、玉村町大字上新田、板井、上茂木及び南玉の各一部を新たに市街化区域に編入し、同町大字上福島の一部を市街化調整区域に編入する。
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び玉村町都市建設課

■ 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、次のとおり利根上流地域森林計画の案を定めた。

なお、計画の案は、群馬県環境森林部森林局林政課、群馬県利根沼田環境森林事務所及び下記包括区域の市町村において公告の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和2年11月6日

群馬県知事 山本 一 太

森林計画区	計画期間	包括区域

利根上流	令和3年4月1日から 令和13年3月31日まで	沼田市、片品村、川場村、昭和村及びみなかみ町
------	----------------------------	------------------------

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、次のとおり利根下流地域森林計画変更計画の案を定めた。

なお、計画の案は、群馬県環境森林部森林局林政課、群馬県渋川森林事務所、群馬県桐生森林事務所及び下記包括区域の市町において公告の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和2年11月6日

群馬県知事 山本 一 太

森林計画区	計画期間	包括区域
利根下流	平成29年4月1日から 令和9年3月31日まで	前橋市、桐生市、渋川市、みどり市及び吉岡町

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、次のとおり西毛地域森林計画変更計画の案を定めた。

なお、計画の案は、群馬県環境森林部森林局林政課、群馬県西部環境森林事務所、群馬県藤岡森林事務所、群馬県富岡森林事務所及び下記包括区域の市町村において公告の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和2年11月6日

群馬県知事 山本 一 太

森林計画区	計画期間	包括区域
西毛	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで	高崎市、藤岡市、安中市、上野村、下仁田町、南牧村及び甘楽町

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条の規定により、藤岡農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和2年11月6日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の藤岡農業振興地域は、藤岡市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和2年群馬県告示第297号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
- 2 平成17年12月31日現在の藤岡市の区域のうち、県有林の全域

- 3 平成17年12月31日現在の鬼石町の区域のうち、国有林野の全域
- 4 上日野字御荷鉾山2の4、2の11、2の13、2の16、2の17、2の21から26まで、2の117、2の118、甲2、乙2の甲、乙2の乙、丁2の1、丁2の3、丁2の5、丁2の6、3の15、3の16及び3の239から245までの区域並びにこれらの土地に囲まれた区域

---

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条の規定により、玉村農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和2年11月6日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の玉村農業振興地域は、佐波郡玉村町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示(令和2年群馬県告示第298号)後の都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域